相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県長岡市学校町三丁目二六番地、最後の住所埼玉県入間市大字小谷田一三九〇番地　被相続人　亡　三浦　健藏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月九日

埼玉県川越市元町二丁目四番地一一弁護士法人川越法律事務所　相続財産管理人　弁護士　立花ほの佳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市金沢区大道一丁目三一二五番地一、最後の住所横浜市金沢区大道一丁目二七番八号　被相続人　亡　菅　正彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月九日

横浜市中区住吉町一丁目二番地スカーフ会館九階市民総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　西本　暁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県小矢部市安養寺一八〇五番地、最後の住所富山県射水市戸破二〇二〇番地四　被相続人　亡　横井　典子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月九日

富山県高岡市野村七二四番地　野村第一ビル二〇四号　相続財産管理人　山口　敏彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県鹿島郡中能登町高畠ム部二〇三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　岩井　禮二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月九日

石川県七尾市万行町三部四八番地二五、事務所石川県七尾市藤橋町申部五四番地一　相続財産管理人　津田　晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県賀茂郡松崎町松崎一六七番地、最後の住所静岡県賀茂郡松崎町松崎一六七番地　被相続人　亡　肥田　一弥

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月九日

静岡県下田市六丁目三六番三号コーポイプサ一―一〇一　あじさい法律事務所　相続財産管理人　弁護士　山口　雅直

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県北九州市若松区栄盛川町七番地四、最後の住所愛知県高浜市青木町三丁目六番地九ペンションＭＯＲＩⅡ一〇一号　被相続人　亡　小原　富夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月九日

愛知県安城市御幸本町一一番二七号第二大嶽ビル三階深津法律事務所　相続財産管理人　弁護士　稲垣　礼子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府和泉市太町四一番地六四、最後の住所大阪府和泉市鶴山台三丁目九番二〇―五〇六号　被相続人　亡　中山　洋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月九日

大阪市北区西天満五丁目九番七号西天満ユートビル七〇二号　相続財産管理人　億　智栄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区新町二丁目二〇〇番地、最後の住所大阪府和泉市鶴山台三丁目九番二〇―一〇一号　被相続人　亡　梶野　勇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月九日

大阪市北区西天満五丁目九番七号西天満ユートビル七〇二号　相続財産管理人　億　智栄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府藤井寺市沢田四丁目六番、最後の住所大阪府東大阪市西石切町二丁目一〇番三一号カサブランカ石切一〇二号　被相続人　亡　渡辺シヱ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月九日

大阪市北区西天満五丁目九番七号西天満ユートビル七〇二号　相続財産管理人　億　智栄

債権申出の公告（第三回）

当法人は、昭和二十七年十月三日付で宗教法人法附則第十七項の規定により解散しましたが、平成三十年一月二十五日、東京地方裁判所より、当職が清算人に選任されました（平成二十九年（チ）第四十八号）。

当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年二月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年三月九日

東京都墨田区東駒形三丁目一五番一〇号　宗教法人桃青寺　清算人　弁護士　小山　哲

連絡先　東京都新宿区須賀町三―一八第二宿谷ビル二〇一　小山法律事務所

第45期決算公告

平成30年2月9日　東京都北区浮間五丁目5番1号

株式会社シービーエス

代表取締役社長　佐藤　健次

貸借対照表の要旨　（平成29年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,240,275	流動負債	223,013
固定資産	3,594	（賞与引当金）	(21,019)
		固定負債	8,330
		（退職給付引当金）	(8,330)
		株主資本	1,012,526
		資本金	66,000
		資本剰余金	15,000
		資本準備金	15,000
		利益剰余金	931,526
		利益準備金	6,765
		その他利益剰余金	924,761
		（うち当期純利益）	(127,389)
合計	1,243,869	合計	1,243,869

第75期決算公告

平成30年3月8日　東京都渋谷区代々木4丁目33番10号

株式会社トーシン

代表取締役　佐野　公胤

貸借対照表の要旨　（平成29年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	839,206	流動負債	465,794
固定資産	5,398,394	固定負債	3,986,222
有形固定資産	5,378,795	負債合計	4,452,016
無形固定資産	19,599	株主資本	1,839,908
投資	54,324	資本金	145,000
		資本剰余金	40,000
		資本準備金	40,000
		利益剰余金	1,654,908
		利益準備金	100,000
		別途積立金	1,570,000
		その他利益剰余金	△15,092
		（うち当期純利益）	(9,095)
		純資産合計	1,839,908
資産合計	6,291,924	負債・純資産合計	6,291,924